

2006年軍隊法（イギリス）全訳 その1

大田肇*

Armed Forces Act 2006 Complete Translation No. 1

Hajime OOTA

The main purpose of Armed Forces Act 2006 is to replace the three separate systems of service law - the Naval Discipline Act 1957, the Army Act 1955, the Air Force Act 1955 - with a single, harmonised system governing all members of the armed forces. The translation of the Act is very useful for a research of Military Law of Britain.

2006年 軍隊法

第1編

規律

第1章

犯罪

敵幫助，作戦行動中の違法行為など

第1条 敵幫助

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、適法な理由なく、故意に次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 敵と連絡をとる；
 - (b) 敵に有益であろう、若しくはかもしれない情報を、敵に流す；
 - (c) 敵から彼が入手した情報を、適切な責任者に知らせることを怠る；
 - (d) 敵に何らかの必需品を提供する；又は
 - (e) 戦争捕虜以外の敵をかくまう若しくは保護する。

- (2) 軍務法に服する者で、敵に捕らえられた者は、もし彼が、適法な理由なく、故意に次の場合に敵に奉仕又は援助すれば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 敵対行為の遂行若しくは士気に影響を及ぼすであろう手段の遂行において；又は
 - (b) 国際法によって承認されていない他の方法において。

原稿受付 平成20年8月31日

*一般科目

- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられ、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は終身にすることができる。

第2条 作戦行動中の違法行為

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、合理的な理由なく、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 敵に場所若しくは物資を明け渡す；又は
 - (b) 敵から守る若しくは敵の手に落ちることを防ぐことが彼の義務であった場所若しくは物を、放棄する。
- (2) (3)項から(5)項は、次の軍務法に服する者に適用される—
- (a) 敵に直面している、若しくは付近にいる；
 - (b) 敵に対する行動若しくは作戦に従事している；又は
 - (c) 敵による若しくは敵に対する行動若しくは作戦を準備するよう命令されている。
- (3) この項が適用される者は、もし彼がその上官の適法な命令を遂行するため彼の最大能力を発揮しないならば、犯罪を犯すことになる。
- (4) この項が適用される者は、もし彼が歩哨番に当てられている、パトロールを命令されている、又は当直であるとき、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 合理的な理由なく、眠る；又は
 - (b) (定期的な交替ではなく)彼の責任場所を離れる。
- (5) この項が適用される者は、もし彼が合理的な理由なく、故意に次の人物と連絡し、その連絡がその人物を落胆又は恐怖をもたせるようなものならば犯罪を犯すことになる—
- (a) 帝国軍隊の、若しくはそれと共同している軍隊のメンバー、又は
 - (b) 関係する文民
- (6) (5)項の“関係する文民”は、次のような人物を意味する—
- (a) 軍務規律に服する文民である；及び
 - (b) 軍務法に服する、次のような人物に同行している—
 - (i) 敵に直面している、若しくは付近にいる；又は
 - (ii) 敵に対する行動若しくは作戦に従事している。
- (7) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられ、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は終身にすることができる。

第3条 作戦の妨害

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が、帝国軍隊の行動若しくは作戦の成功を危険に陥れるであろう行為をする；及び
 - (b) 彼が、その行動若しくは作戦の成功を妨害しようとする、又は彼が妨害するか否かに関して、無頓着である。
- (2) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 適法な理由なく、帝国軍隊の行動若しくは作戦を遅れさせる若しくはやめさせる行為をする；及び
 - (b) 彼が、その行動若しくは作戦を遅れさせる若しくはやめさせようとする。

- (3) 本条文の中では、“行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられ、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は—
 - (a) もしその犯罪が敵に対する行動若しくは作戦に関連するならば、終身にすることができる；
 - (b) そうでなければ、10年を超えてはならない。

第4条 略奪

- (1) (4)項の者は、もし適法な理由なく、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が、帝国軍隊の、若しくはそれと共同している軍隊の行動若しくは作戦において、殺害、負傷、捕虜とされ、若しくは抑留された者から、財物を取る。
 - (b) 彼が、その人から財物を取る意図を持ってそのような者を探す。
- (2) (4)項の者は、もし適法な理由なく、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が、次の結果として、風雨にさらされ又は放置された財物を取る—
 - (i) 帝国軍隊の、若しくはそれと共同している軍隊の行動若しくは作戦；又は
 - (ii) このような行動若しくは作戦が遂行されたことに関連した、出来事、若しくは状況；又は
 - (b) 彼が、(a)号で述べられた、財物を取るという意図を持って、場所や物を探す。
- (3) (4)項の者は、もし公務以外で、敵の捨てた車両、装置又は備品を取るならば、犯罪を犯すことになる。
- (4) もし彼が、次の者ならば、この項に属する—
 - (a) 軍務法に服する者；又は
 - (b) 軍務規律に服する文民。
- (5) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられ、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は—
 - (a) (1)項若しくは(2)項における犯罪の場合は、終身にすることができる；
 - (b) (3)項における犯罪の場合は、7年を超えてはならない。

第5条 逃走の失敗その他

- (1) (2)項及び(3)項は、敵に捕らえられた、軍務法に服する者に適用される。
- (2) この項が適用される者は、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が帝国軍隊に再び合流するための手段を知っている；
 - (b) 彼はこれらの手段を実行すると合理的に期待することができた；及び
 - (c) 適法な理由なく、彼がこれらに失敗する。
- (3) この項が適用される者は、もし、適法な理由なく、彼が、敵に捕らえられた軍務法に服する他の者が帝国軍隊に再び合流するための合理的な手段をとることを、故意に妨げる又はやめさせれば、犯罪を犯すことになる。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は10年を超えてはならない。

反乱

第6条 反乱

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、反乱に参加すれば、犯罪を犯すことになる。
- (2) 本条文の目的のため、軍務法に服する者は、次のことをおこなえば、反乱に参加することになる—
 - (a) 少なくとも他の1人の軍務法に服する者と協力して、彼が—
 - (i) 当局を転覆させる若しくはそれに抵抗する意図をもって行為する；又は
 - (ii) このような状況下で、規律を崩壊させるため、当局に背く；
 - (b) 彼が、少なくとも他の1人の軍務法に服する者と、当局を転覆させる若しくはそれに抵抗することに合意する；又は
 - (c) 彼が、少なくとも他の1人の軍務法に服する者と、当局に背くことに合意し、その合意された不従順は規律を崩壊させるようなものである。
- (3) (2)項の目的のため—
 - (a) “当局”は、帝国軍隊の、若しくはそれと共同している軍隊の、ある部分における適法な権限を意味する；
 - (b) 行為に関する言及は、不作為を含む。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられ、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は終身にすることができる。

第7条 反乱鎮圧の失敗

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が、反乱が起こっている若しくは意図されていることを知っている；及び
 - (b) 彼が、それを防ぐ若しくは鎮圧するために、合理的に取ることが予測されうる手段を取らない。
- (2) 本条文の目的のため、次の場合に反乱が発生する。軍務法に服する者が、軍務法に服する他の者少なくとも1人と共同して、—
 - (a) 当局を転覆させる若しくはそれに抵抗する意図をもって行為する；又は
 - (b) このような状況下で、規律を崩壊させるため、当局に背く。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられ、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は終身にすることができる。

脱走及び無許可欠勤

第8条 脱走

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、脱走すれば、犯罪を犯すことになる。
- (2) 本条文の目的のため、次の場合に脱走が発生する。もし、無許可欠勤し—
 - (a) 無許可欠勤をいつまでも続けようとする意図する；又は
 - (b) 実戦活動期間を回避しようとする意図する。

- (3) 本条文の中では、“実戦活動”は、以下の中での活動を意味する—
- (a) 敵に対する行動若しくは作戦；
 - (b) 生命若しくは財産保護のための、イギリス諸島の外での作戦；又は
 - (c) 外国若しくはその領土の軍事占領。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられ、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は—
- (a) もし犯罪者が実戦活動期間を回避しようと意図したなら、終身にすることができる；
 - (b) そうでなければ、2年を超えてはならない。

第9条 無許可欠勤

- (1) 軍務法に服する者は、もし(2)項又は(3)項が彼に適用されれば、犯罪を犯すことになる。
- (2) この項は、もし彼が故意に又は過失から無許可欠勤すれば、適用される。
- (3) この項は、もし以下のようなことが生じれば、適用される—
- (a) 彼がその行為が無許可欠勤を生じさせるか否かについて無頓着なまま、行動する；及び
 - (b) それは無許可欠勤を生じさせる。
- (4) (3)項では、“行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される。
- (5) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第10条 脱走者又は欠勤者の逮捕の失敗

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が、次のことを知っていれば—
 - (i) 他の人が第8条の犯罪（脱走）を犯した、犯している、試みている；又は
 - (ii) 他の人が第9条の犯罪（無許可欠勤）を犯した、犯している、試みている；及び
 - (b) 彼が、他の人を逮捕するために、合理的に取ることが予測されうる手段を取らない。
- (2) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

不服従

第11条 上官に対する違反行為

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が、上官（“B”）に対して暴力をふるう；及び
 - (b) 彼が、Bが上官であることを知っている、若しくはそう信じる合理的な理由を有する。
- (2) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—

- (a) 彼の上官(“B”)に対する態度が脅迫するもの若しくは無礼なものである；及び
 - (b) 彼が、Bが上官であることを知っている、若しくはそう信じる合理的な理由を有する。
- (3) 本条文の目的のため、
- (a) 彼(“A”)の上官(“B”)に対する態度は、Bに対しAによってなされる何らかのコミュニケーション(Bの面前であろうとなかろうと)を含む；
 - (b) “脅迫”する態度は、暴力で脅すものに限定されない。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、
- (a) (1)項の犯罪、若しくは脅迫する行為の(2)項の犯罪の場合、10年を超えてはならない；
 - (b) その他の場合、2年を超えてはならない。

第12条 抗命

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が、適法な命令に従わない；及び
 - (b) 彼が、その命令に従わないよう意図する、若しくは従わないか否かに関して、無頓着である。
- (2) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は10年を超えてはならない。

第13条 命令違反

- (1) 軍務法に服する者又は軍務規律に服する文民は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が、本条文が適用される適法な命令に違反する；及び
 - (b) 彼が、その命令を知っている、若しくはそれを知っていると合理的に予測されうる。
- (2) 本条文は、次のためにつくられた、帝国軍隊の内部命令及び継続する他の定型的な命令に、適用される。
- (a) 帝国軍隊の一部；
 - (b) 地域若しくは場所；又は
 - (c) 汽船、列車若しくは航空機；
- しかしこの項の(a)号は、軍務規律に服する文民との関連においては、適用されない。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第14条 歩哨その他への暴力

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が、帝国軍隊の、若しくはそれと共同している軍隊のメンバーであり、次の状態にある者に対し、暴力をふるう—
 - (i) 歩哨当番につかされている若しくはパトロールを命じられている；
 - (ii) 見張り番；又は
 - (iii) 陸、海、若しくは空の輸送を規制するという命令を受けている；又は
 - (b) 彼が、暴力の脅迫で、当該の者に、彼若しくは他の者を通すよう、強制する。

- (2) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

義務の不履行及び違反行為

第15条 義務への参加又はその遂行の不成就その他

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、合理的な理由なく、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 義務へ参加しそこなう；又は
 - (b) 許可される前にその義務から離れる；
 - (c) 義務を遂行しそこなう。
- (2) 軍務法に服する者は、もし彼がその義務をおろそかに遂行すれば、犯罪を犯すことになる。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第16条 仮病による懈怠

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、軍務を回避するため、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 負傷したふりをする；
 - (b) 何らかの行為によって、自分自身を負傷させる；
 - (c) 何らかの行為若しくは怠慢によって、自分の負傷を悪化させる若しくは長引かせる；又は
 - (d) 他の者に彼を負傷させる。
- (2) 軍務法に服する者は、もし彼が、軍務法に服する他の者（B）の要求に応じ、Bに軍務を回避させようとの意図をもって、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 何らかの行為によってBを負傷させる；又は
 - (b) 何らかの行為若しくは怠慢によって、Bの負傷を悪化させる若しくは長引かせる。
- (3) 本条文の中では—
- “負傷”は、病気及び人の肉体的又は精神的な状況の損傷を含み、負傷することに関する言及は、これに応じて解釈される。
- “軍務”は、特殊な義務又は特殊な性質の義務を含む。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第17条 敵に有益な情報の開示

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 適法な権限なく、彼が敵に有益であろう若しくはあるかもしれない情報を開示する；及び
 - (b) その情報が敵に有益であろう若しくはあるかもしれないことを知っている、又はそう信じる合理的な理由をもっている。
- (2) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪

に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第18条 間違った記録をつける他

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 公式記録がその重大な点において虚偽であることを知りながらそれを作成する；及び
 - (b) その記録が公式であることを知っている若しくはそう信じる合理的な理由をもっている。
- (2) 他の者が作成した記録を自分自身のものとして採用する者は、第1項の目的のため、その他の者と同様に、その記録を作成していると取り扱われなければならない。
- (3) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) だます意図をもって、公式文書を改ざんする若しくは隠蔽する；及び
 - (b) その文書が公式であることを知っている若しくはそう信じる合理的な理由をもっている。
- (4) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) だます意図をもって、作成する義務を負っている記録を作成しそこなう；及び
 - (b) その記録は、もし作成されれば公式であることを知っている若しくはそう信じる合理的な理由をもっている。
- (5) 本条文の目的のため、
 - (a) “記録”は文書若しくは文書中の記載事項を意味する；
 - (b) “文書”はその中に情報が記録されているものを意味する；
 - (c) 記録若しくは文書は、もしそれが、例えば国王の下の官職を有している若しくは国王の職務についている者によって、その職務の遂行との関連で利用される若しくは利用されるであろう、ならば、公式なものである。
- (6) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第19条 命令及び秩序を害する行為

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、命令及び軍務秩序を害する行為をおこなえば、犯罪を犯すことになる。
- (2) 本条文の中で、“行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第20条 アルコール又は薬物による不適格又は非行

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、アルコール又は薬物の影響のため、次のようであるならば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼の義務、若しくは彼がそれを遂行するために召集されていると合理的に期待される義務を、彼に委ねるには不適格である；又は
 - (b) その行動が乱暴であり、若しくは帝国軍隊の名を汚すかもしれない。
- (2) 第1項は、もし次のようであるならば、薬物の彼(“A”)への影響について適用されない—

- (a) その薬物は医療の助言にもとづいて投与若しくは管理されており、Aはその助言の一部として与えられた指示を遵守した；
 - (b) その薬物は医療目的のために投与若しくは管理されており、Aは、その薬物が第1項 a 号に示された義務を遂行する能力を損なう、若しくは（場合によっては）第1項 b 号に示されたような行動が生じるかもしれないことを信じる理由を何ら有していなかった；
 - (c) その薬物は、Aの上官の命令にもとづいて投与された；又は
 - (d) その薬物は、それを管理している者の上官の命令にもとづいてAに与えられた。
- (3) 本条文の中で、
- (a) “薬物”はアルコールの他に酔わせるものを含む；
 - (b) 人の“行動”は彼によって言われたことを含む。
- (4) 本条文にもとづく犯罪に関する事件において、第2項の各号は、それらがなされたか否かが問題になるとき、十分な証拠が示されない限り、被告人との関係において適用されないものと扱われるべきである。
- (5) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第21条 喧嘩又は脅迫行為その他

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、合理的な理由なく、他人と喧嘩すれば、犯罪を犯すことになる。
- (2) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 合理的な理由なく、彼の行為が—
 - (i) 脅迫、虐待、侮辱若しくは挑発的な；及び
 - (ii) 騒動を引き起こすであろう；及び
 - (b) 彼が、脅迫、虐待、侮辱若しくは挑発的であることを意図している、又は彼の行為がそうであるかもしれないことを知っている。
- (3) 本条文の目的のため、人の“行為”は彼が言ったことを含む。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第22条 部下の虐待

- (1) 軍務法に服する者で、将校、准士官又は下士官である者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が部下（“B”）を虐待する；
 - (b) 彼がBを虐待することを意図している、若しくは彼がBを虐待しているか否かに関して、無頓着である；及び
 - (c) 彼がBが部下であることを知っている、若しくはそう信じる合理的な理由を有している。
- (2) 本条文の目的のため、もし次のようならば、人（“B”）は他の人（“A”）の部下である—
- (a) Bは軍務法に服している；及び
 - (b) AはBの上級将校である。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪

に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第23条 残酷な又は品の悪い、不名誉行為

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が残酷な若しくは品の悪い行為をする；及び
 - (b) 彼のその行為は、不名誉である。
- (2) 本条文の中で、“行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

財産犯

第24条 公共財産、軍務財産の損害又は紛失

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が公共、軍務財産若しくは軍務法に服する者の財産に損害を与える若しくはその紛失を生じさせる行為をする；及び
 - (b) 又は—
 - (i) 彼が、その財産に損害を与える若しくはその紛失を生じさせようと意図し、彼の行為に適法な理由がない；又は
 - (ii) 彼が、その財産に損害を与える若しくはその紛失を生じさせるか否かに関して、無頓着である。
- (2) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が、過失から、公共、軍務財産に損害を与える若しくはその紛失を生じさせる行為をする；又は
 - (b) 彼が、おそらく、公共、軍務財産に損害を与える若しくはその紛失を生じさせるであろう行為をし、及び—
 - (i) 彼が、その財産に損害を与える若しくはその紛失を生じさせるか否かに関して、無頓着である；又は
 - (ii) 彼に過失がある。
- (3) 本条文の目的のため—
 - (a) “行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される；
 - (b) 生じさせることに関する言及は、そうさせておくことを含む；
 - (c) “紛失”は一時的なそれを含む；
 - (d) “財産”は有体財産を意味し、公共、軍務財産に関する言及は、これに応じて解釈される。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は次を超えてはならない—
 - (a) 第1項の犯罪の場合は、10年；
 - (b) 第2項の犯罪の場合は、2年。

第25条 公共財産、軍務財産の不正使用又は毀損

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、公共財産、軍務財産を不正使用又は毀損すれば、犯罪を犯すことになる。
- (2) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表の2から12の列で示されている刑罰を科せられる。

第26条 第24条及び25条：“公共財産”と“軍務財産”

- (1) 本条文は、第24条及び25条の目的のために適用される。
- (2) “公共財産”は、次のために、所有又は保有されている財産を意味する。
 - (a) イギリス政府の省；
 - (b) スコットランド行政府の部署；
 - (c) 北アイルランド省；又は
 - (d) ウェールズ議会。
- (3) “軍務財産”は次の財産を意味する—
 - (a) 帝国軍隊の目的のため所有若しくは使用されるもの；
 - (b) 海軍、陸軍、空軍の所有するもの；又は
 - (c) 確立された、若しくは1996年予備軍法（c.14）第110条（予備団体）にもとづいて確立されたような効果のある団体の所有するもの。

軍務司法に対する犯罪

第27条 憲兵への妨害又は支援の懈怠

- (1) 第2項の者は、もし、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が、次の者を、故意に妨害する、若しくは故意に助けることを怠る—
 - (i) その勤務中である憲兵；又は
 - (ii) 軍務法に服し、憲兵将校に代わって権限を適法に行使している者。
 - (b) 彼が、その者が憲兵である若しくは憲兵将校に代わって権限を適法に行使している者であると知っている、又はそう信じる合理的な理由を有している。
- (2) もし彼が、次の者ならば、この項に該当する—
 - (a) 軍務法に服する者；又は
 - (b) 軍務規律に服する文民。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第28条 逮捕の妨害など

- (1) 軍務法に服する者（“A”）は、もし他の者（“B”）が、この法律によって与えられた、又はそれにもとづく権限の行使に際し、Aに身柄拘束を命令したならば、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) Aがその命令に従わない；

- (b) AがBに対し暴力をふるう；又は
- (c) AのBへの態度が脅迫である。

(2) 軍務法に服する者又は軍務規律に服する文民は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—

- (a) 彼が、彼を逮捕する義務を負う者に暴力をふるう、若しくはそのような者への彼の態度が脅迫である；及び
- (b) 彼が、その者が彼を逮捕する義務を負っていることを知っている若しくはそう信じる合理的な理由を有している。

(3) 本条文の目的のため—

- (a) その者の“行為”は彼の発言を含む；
- (b) “脅迫”態度は暴力で脅す態度に限定されない；
- (c) その者を逮捕する“義務”は軍務法にもとづいて生じるような義務を意味する。

(4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第29条 軍務拘束に関する犯罪

(1) 軍務法に服する者又は軍務規律に服する文民は、もし彼が、適法な拘束から脱出すれば、犯罪を犯すことになる。

(2) 軍務法に服する者又は軍務規律に服する文民は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—

- (a) 彼が、彼を適法に拘束している者に対し暴力をふるう、若しくはその者への態度が脅迫である；及び
- (b) 彼が、その拘束が適法であることを知っている若しくはそう信じる合理的な理由を有している。

(3) 本条文の目的のため—

- (a) 拘束に関する言及は軍務拘束に関してである；
- (b) その者の態度は彼の発言を含む；
- (c) “脅迫”態度は暴力で脅す態度に限定されない。

(4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第30条 被収容者の脱走、不法な釈放の放置その他

(1) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—

- (a) 彼が、その者が彼の監督下に置かれていること、若しくはその者を見張るのは彼の義務であることを知っている；
- (b) 彼が、その者を脱走させる行為をなす；
- (c) 彼が、その者を脱走させようと意図する、若しくはその行為が脱走させるか否かに関し、無頓着である、又は彼に過失がある。

(2) 軍務法に服する者は、もし彼が、次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—

- (a) 彼が、その者が彼の監督下に置かれていることを知っている；
- (b) 彼が、その者を権限なしで釈放する；及び

- (c) 彼が、自分がそのような権限をもっていないことを知っている若しくはそう信じる合理的な理由を有している。
- (3) 本条文中で、“行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は次を超えてはならない—
 - (a) 犯罪者がその者を脱走させようと意図した場合の第1項にもとづく犯罪、若しくは犯罪者がその者を釈放する権限をもっていないことを知っていた場合の第2項にもとづく犯罪については、10年；
 - (b) その他については、2年。

艦船・航空機

第31条 艦船を危険にさらす

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、帝国艦船を危険にさらす行為をなし、及び次のようならば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が、その艦船に損害を与えようと、若しくはその座礁・喪失を意図し、彼の行為に適法な理由がない；又は
 - (b) 彼が、その艦船に損害を与え、若しくはその座礁・喪失を生じさせるか否かに関し、無頓着である。
- (2) 軍務法に服する者は、もし、過失によって、彼が帝国艦船を危険にさらす行為をなすならば、犯罪を犯すことになる
- (3) 本条文の目的のため—
 - (a) “行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される；
 - (b) 生じさせることに関する言及は、そうさせておくことを含む；
 - (c) “帝国艦船”は、帝国軍隊に属する若しくはその目的のために使用されるすべての艦船を意味する。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は次を超えてはならない—
 - (a) 第1項にもとづく犯罪については、終身にすることができる；
 - (b) 第2項にもとづく犯罪については、2年を超えてはならない。

第32条 誤った航空信号を送るその他

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、適法な理由なく、意図的に次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 誤った航空信号を送る；又は
 - (b) 航空信号若しくは航空信号を送る機器を変更する、又は妨害する。
- (2) 本条文中で、“航空信号”は、航空機若しくは特殊航空機の誘導のために与えられる（どのような手段であれ）伝言、信号、指示を意味する。

- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は終身にすることができる。

第33条 危険飛行他

- (1) 軍務法に服する者は、もし次のようならば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が次の行為をなす—
 - (i) 飛行している若しくは航空機を使用しているとき、又は
 - (ii) 航空機に若しくは航空機用品に関連して、ある者の死亡・負傷を生じさせる若しくは生じさせるであろう行為；及び
 - (b) 又は—
 - (i) 彼が、ある者の死亡・負傷を生じさせようと意図し、彼の行為に適法な理由がない；又は
 - (ii) 彼が、ある者の死亡・負傷を生じさせるか否かに関し、無頓着である。
- (2) 軍務法に服する者は、もし、過失によって、次の行為をなせば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 飛行している若しくは航空機を使用しているとき、又は
 - (b) 航空機に若しくは航空機用品に関連して、ある者の死亡・負傷を生じさせる若しくは生じさせるであろう行為。
- (3) 本条文の中で—
- “行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される；
- “航空機用品”は次のものを含む—
- (a) 航空機の部品・付属品（さしあたり航空機内にあろうとなかろうと）
 - (b) 航空機内の、若しくはその中で使用するための兵器；
 - (c) 航空機内の、若しくはその中で使用するための、他の器具・設備；
 - (d) 航空機の離陸・着陸に関連して使用される、若しくは航空機の動きを探知するための器具；
 - (e) 航空機の飛行用の燃料；
 - (f) 航空機の、若しくは(a)から(d)までのための潤滑油。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は—
- (a) 第1項にもとづく犯罪については、終身にすることができる；
 - (b) 第2項にもとづく犯罪については、2年を超えてはならない。

第34条 低空飛行

- (1) 軍務法に服する者は、もし次のようならば、犯罪を犯すことになる—
- (a) 彼が次の場合以外で、最低限の高度以下の高さで、航空機を飛行させる—
 - (i) 離陸・着陸しているとき；又は
 - (ii) 国防会議の規則に明記された他の環境の場合；及び
 - (b) 彼が、最低限の高度以下の高さで、航空機を飛行させようと意図し、若しくはそうであるか否かに関して、無頓着であり、又は彼に過失がある。
- (2) もしある者が、航空機の指揮官である他の者の命令にもとづいて、第1項に違反して航空機を飛行させるならば、その他の者が、本条文の目的のため、航空機を飛行させているとして、扱われなければならない。

- (3) 本条文の中で、“最低限の高度”は国防会議の規則に明記された高さを意味する。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第35条 迷惑飛行

- (1) 軍務法に服する者は、もし次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) 彼が他の者に迷惑を及ぼすように若しくは及ぼすであろうように、航空機を飛行させる；
 - (b) 彼が、合理的に、(a)のような航空機の飛行を回避することができる；及び
 - (c) 彼が、他の者に迷惑を及ぼすよう航空機を飛行させようと意図し、若しくはそうであるか否かに関し、無頓着であり、又は彼に過失がある。
- (2) もしある者が、航空機の指揮官である他の者の命令にもとづいて、第1項に違反して航空機を飛行させるならば、その他の者が、本条文の目的のため、航空機を飛行させているとして、扱われなければならない。
- (3) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表の3から12の列で示されている刑罰を科せられる。

第36条 不正確な証明

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、関連の証明をその正確さを確認することなく、作成又は署名すれば、犯罪を犯すことになる。
- (2) 本条文の中で、“関連の証明”は次に関する証明（電子証明を含む）を意味する—
 - (a) 帝国艦船の遠洋航海若しくは戦闘能力に影響を及ぼすもの；
 - (b) 帝国航空機；
 - (c) 航空機用品；
 - (d) 国防会議の規則で指示されている類の器具。
- (3) 第2項の中で—
 - “帝国艦船”は第31条による解釈による；
 - “帝国航空機”は、帝国軍隊に属する若しくはその目的のために使用されるすべての航空機を意味する；
 - “航空機用品”は第33条による解釈による。
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第37条 艦船・航空機を指揮する将校による捕獲物犯罪

- (1) 軍務法に服する者は、もし彼が、帝国艦船・航空機を指揮している間に、捕獲物として艦船又は航空機を収用し、そこで発見されたすべての艦船又は航空機書類を、権限を有する捕獲審検裁判所に移送することを違法に怠るならば、犯罪を犯すことになる。
- (2) 軍務法に服する者は、もし彼が、帝国艦船・航空機を指揮している間に、捕獲物として艦船又は航空機を収用し、次のことを違法に怠るならば、犯罪を犯すことになる—
 - (a) その艦船を裁決に好都合な港へ移送する；
 - (b) その航空機を裁決に好都合な飛行場へ移送する；

(c) その物品を裁決に好都合な港・飛行場へ移送する。

(3) 本条文の中で—

“帝国艦船”と“帝国航空機”は第31条と第36条による(それぞれの)解釈による；
“捕獲審検裁判所”は、1864年海軍捕獲物法(c.25)の範囲内での捕獲審検裁判所を意味する；

“艦船書類”“航空機書類”は、同法律の第2条による解釈による。

(4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

第38条 他の捕獲物犯罪

(1) 軍務法に服する者は、もし次のことをおこなえば、犯罪を犯すことになる—

(a) 彼が、艦船・航空機を捕獲物として収用したとき、それに搭乗していた者を虐待する；

(b) 彼が違法にそのような者が所有しているものを収用する。

(2) 軍務法に服する者は、もし彼が、捕獲物として収用された艦船・航空機にある物品を降ろす、中身を出す又はその他のやり方で引っかき回し、次の場合にあてはまらないならば、犯罪を犯すことになる—

(a) その物品は適法な捕獲物であると、獲審検裁判所によって裁決されている(1864年海軍捕獲物法(c.25)の範囲内)；又は

(b) その物品は安全な保管のため、若しくは帝国軍隊の、若しくはそれと共同している軍隊の必要な使用のため、移される。

(3) 軍務法に服する者は、もし彼が、適法な理由なく、交戦権の行使に際し、又は制定法にもとづいて収用されていた艦船・航空機にある物品を降ろす、中身を出す若しくはその他のやり方で引っかき回すならば、犯罪を犯すことになる。

(4) 本条文の犯罪を犯した者は、第164条の別表に示されている刑罰を科せられるが、当該犯罪に照らせば、自由刑の宣告は2年を超えてはならない。

未遂、扇動、及び教唆・幫助

第39条 未遂

(1) 軍務法に服する者は、もし彼が、この項が適用される犯罪の未遂を生じさせれば、犯罪を犯すことになる。

(2) 第1項は、次の場合を除き、軍務犯罪に適用される—

(a) 第41条(教唆・幫助)により生じる犯罪；

(b) 本条文若しくは第42条の犯罪。

(3) 軍務規律に服する文民は、もし彼が、この項が適用される犯罪の未遂を生じさせれば犯罪を犯すことになる。

(4) 第3項は、次の場合に適用される—

(a) この法律の第4条、13条、27条、28条2項、29条、107条若しくは306条の、

又は1991年軍隊法(c.62)18条, 20条の犯罪;及び

(b) 第40条の, a号の犯罪を犯すよう他の者を教唆する犯罪.

- (5) 本条文の目的のため, 彼が, もし, 犯罪を犯す意図を持って, その犯罪の実行の単なる予備以上の行為をなすならば, 彼は犯罪の未遂を生じさせる.
- (6) これらの目的のため, 人は, 事実は犯罪の実行は不可能であるとしても, その犯罪の未遂を生じさせることができる.
- (7) 次のような場合, 本条文の目的のため, 彼は, その犯罪を犯す意図を持っていたと見なされなければならない.
 - (a) この項を除いて, 人の意図は, 犯罪を犯す意図にまで達していたとは見なされないであろう, しかし
 - (b) もしその事件の事実が彼がそうであろうと信じたものであったならば, 彼の意図は犯罪を犯す意図にまで達していたと見なされるだろう.
- (8) 本条文の犯罪の訴訟手続きにおいて, 被告人が第5項に含まれる行為をしたという事実認定を支えるに十分な法的証拠がある場合, 彼の行為が第5項に該当するか否かの問いは, 事実の問題である.
- (9) 本条文の犯罪を犯した者は, 未遂とされるその犯罪が有罪ならば科せられるであろうと同じ刑罰を科せられる.

第40条 扇動

- (1) 軍務法に服する者は, もし彼が, この項が適用される犯罪を犯すよう他の者を扇動すれば, 犯罪を犯すことになる.
- (2) 第1項は, 第42条の犯罪を除いて, 軍務犯罪に適用される.
- (3) 軍務規律に服する文民は, もし彼が, 第39条4項の犯罪を犯すよう他の者を扇動すれば, 犯罪を犯すことになる.
- (4) 本条文の犯罪を犯した者は, 扇動したとされるその犯罪が有罪ならば科せられるであろうと同じ刑罰を科せられる.

第41条 教唆・幫助・相談又は斡旋

- (1) 軍務法に服する者が, この項が適用される犯罪を, 他の者が犯すことを教唆, 幫助, 相談, 又は斡旋する場合, 彼はその犯罪を犯すことになる.
- (2) 第1項は, 第42条の犯罪を除いて, 軍務犯罪に適用される.
- (3) 第1項により犯罪を犯す者は, 正犯として, 起訴され, 裁判にかけられ(略式命令による処分を含む), 刑罰を科せられる.
- (4) 軍務規律に服する文民が, 第39条4項の犯罪を, 他の者が犯すことを教唆, 幫助, 相談, 又は斡旋する場合, 彼は犯罪を犯すことになり, 正犯として, 起訴され, 裁判にかけられ, 刑罰を科せられる.

刑事行為

第42条 刑事行為

- (1) 軍務法に服する者又は軍務規律に服する文民は、もし彼が、次の行為をおこなえば、本条文の犯罪を犯すことになる—
 - (a) イングランド・ウェールズ法によって処罰される；又は
 - (b) もしイングランド・ウェールズにおいてなされれば、そのように処罰されるであろう。
- (2) 人は、もし彼が同じ事実にもとづいて別の軍務犯罪で起訴されたとしても、本条文の犯罪で起訴されうる。
- (3) 本条文の犯罪で有罪の者は、次の刑を科せられる—
 - (a) もしイングランド・ウェールズ法において相当する犯罪が、その法にもとづく自由刑を科せられる犯罪ならば、第164条の別表に示されている刑罰を科せられる；
 - (b) その他の場合、別表の5から12の列で示されている刑罰を科せられる。
- (4) 本条文の犯罪に関して科せられる自由刑の言い渡し又は罰金は、次を超えてはならない—
 - (a) もしイングランド・ウェールズ法において相当する犯罪が、略式起訴犯罪ならば、陪審によらない有罪判決について治安判事裁判所が科すことができる最高拘禁期間又は最高罰金額；
 - (b) もし相当する犯罪が、正式起訴犯罪ならば、正式起訴による有罪判決について刑事法院が科すことができる最高拘禁期間又は最高罰金額。
- (5) 第4項の中で、“略式起訴犯罪”と“正式起訴犯罪”は、それぞれ、イングランド・ウェールズ法の略式起訴犯罪と同法の正式起訴犯罪を意味する。
- (6) 本条文及び第45条から49条の中で、“行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことに関する言及は、これに応じて解釈される。
- (7) 第1項・第8項及び第45条から49条の中で、“処罰される”は刑事罰による処罰を意味する。
- (8) この法律の中で、“イングランド・ウェールズ法において相当する犯罪”は、本条文の犯罪との関連において、次のものを意味する—
 - (a) 本条文の犯罪を構成する行為；又は
 - (b) もしその行為がイングランド・ウェールズ法によって処罰されないならば、イングランド・ウェールズにおいてなされた同様の行為。

第43条 刑事行為の未遂

- (1) 第2項は、未遂が第42条の犯罪か否かを決定するために、適用される。
- (2) その目的のため、1981年犯罪未遂法(c.47) (未遂が犯罪となる諸犯罪)の第1条第4項は、まるで、“offence which”から“other than”までの言葉を、“イングランド・ウェールズ法により正式起訴犯罪として処罰される行為、又はもしイングランド・ウェールズにおいてなされればその法によって同様に処罰されるであろう行為 (しかしここでは“正式起訴犯罪”は含まれない)を構成する、2006年軍隊法第42条の犯罪”と入れ替えるかのような効果を生じさせる。

- (3) 第42条第6項は、本条文によって変更されて、1981年犯罪未遂法(c.47)の第1条第4項の目的に沿って適用される。

第44条 第42条犯罪未遂の審理

- (1) 第42条犯罪未遂の訴訟手続きにおいて、被告人が1981年犯罪未遂法第1条第1項に含まれる行為をしたという事実認定を支えるに十分な法的証拠がある場合、彼の行為がその項に該当するか否かの問いは、事実の問題である。
- (2) 本条文の中で、“第42条犯罪未遂”は、1981年犯罪未遂法(c.47)第1条第1項の犯罪である、又はもしイングランド・ウェールズにおいてなされればそうであろう行為から構成される第42条犯罪を意味する。
- (3) 1項・2項における1981年犯罪未遂法第1条第1項への言及は、上記の第43条によって効果を生じる条項へ適用される。

第45条 刑事犯罪実行の共謀

- (1) 一連の行為を続けようという合意が第42条の犯罪に該当するか否かを判断するために—
- (a) 1977年刑事法(c.45)（共謀罪）第1条第1項・第2条は、ある犯罪に関する言及がもしイングランド・ウェールズにおいてなされればその法によって処罰されるであろう行為に関する言及を含むかのような効果を生じる。
- (b) 1977年刑事法第1条第2項は、次のような効果を生じる—
- “第2項 ある犯罪の責任が、それを犯している者にとってその犯罪の実行に必要な特定の事実・状況に関する知識なしに負わされうる場合、その者は、にもかかわらず、次の犯罪を犯す共謀については、第1項により無罪である—
- (a) その犯罪、又は
- (b) もしイングランド・ウェールズにおいてなされればその犯罪に該当するであろう行為、
- 彼及び少なくとも合意の他の被告人1人が、その事実・状況が、犯罪を構成する行動若しくは行為がなされようとしているときに生じているはず、又は生じているだろうと意図していた、又は知っていたのでない限り。”
- (2) 第42条第6項は、1977年刑事法第1条第2項の目的に沿って、本条文によって代位されたとき、適用される。

第46条 刑事行為の扇動

- (1) 第2項は、もし軍務法に服する者又は軍務規律に服する文民が、もしイングランド・ウェールズにおいてなされれば、その法によって処罰されるであろう行為をなすよう、他の者を扇動するなら、適用される。
- (2) その扇動者がその行為がなされることを意図していたか否かに関わらず、その扇動は、イングランド・ウェールズ法によって処罰される行為として、第42条第1項の目的に沿って、扱われなければならない。

第47条 刑事行為の教唆・幫助・相談又は斡旋

- (1) 第2項は、もし次のようならば適用される—
- (a) ある者(A)が、イングランド・ウェールズ法によって処罰される、若しくはもしイングラ

- ンド・ウェールズにおいてなされれば、そのように処罰されるであろう行為をなす；及び
- (b) 軍務法に服する者若しくは軍務規律に服する文民が、Aのその行為の実行を、教唆・幫助・相談若しくは斡旋する。
- (2) その、教唆・幫助・相談若しくは斡旋された行為がなされた場所に関係なく、それらの教唆・幫助・相談若しくは斡旋行為は、イングランド・ウェールズ法によって処罰される行為として、第42条第1項の目的に沿って、扱われなければならない。
- (3) 未遂が第1項a号に含まれる行為であるか否かを決定するために、1981年犯罪未遂法(c.47)第1条第4項が、第43条による修正を伴いながら効果を生じる。

第48条 第43条から第47条の補助規程

- (1) 本条文は、次の場合に適用される—
- (a) 未遂、合意若しくは扇動、又はある者の教唆・幫助・相談若しくは斡旋は、第43条、第45条、第46条又は第47条にもとづき、第42条の犯罪である；及び
 - (b) 未遂、合意若しくは扇動、又はある者の教唆・幫助・相談若しくは斡旋が関連する行為（“意図された行為”）は、イングランド・ウェールズ法によって処罰される（又は実行されれば処罰されるであろう）行為ではない。
- (2) 次の目的のため、その意図された行為が、イングランド・ウェールズにおいて同様の行為であったならばそれが達するであろうところの、イングランド・ウェールズ法の犯罪に達すると、推定されなければならない。
- (3) それらの目的は、次のものである—
- (a) いかなる刑罰が第42条の犯罪に科せられるべきか決定するという目的；
 - (b) この法律の以下の条文の目的に沿って、第42条の犯罪を構成する行為又はイングランド・ウェールズにおける同様の行為が、次のものであるか又は であろうかを決定するという目的—
 - (i) イングランド・ウェールズ法の犯罪；
 - (ii) ある特別の同様の犯罪；
 - (iii) 特別の種類犯罪

第49条 航空命令犯罪

- (1) もし軍務法に服する者又は軍務規律に服する文民が、軍航空機の中で若しくはそれに関連して、もしも民間航空機の中で若しくはそれに関連しておこなわれれば規定の航空命令犯罪に達するであろう行為をおこなえば、その行為はイングランド・ウェールズ法によって処罰されるものとして、第42条第1項の目的に沿って、扱われなければならない。
- (2) ある行為が前項により第42条の犯罪である場合、次のようになる—
- (a) 第42条第8項(b)は適用されない；及び
 - (b) 次の目的のため、その行為が、もし、それが民間航空機の中で若しくはそれに関連しておこなわれれば、達するであろうところのイングランド・ウェールズ法の犯罪に達すると、推定されなければならない。
- (3) それらの目的は、次のものである—
- (a) いかなる刑罰が第42条の犯罪に科せられるべきか決定するという目的；
 - (b) この法律の以下の条文の目的に沿って、第42条の犯罪を構成する行為若しくはイングランド・ウェールズにおける同様の行為が、次のものであるか、を決定するという目的—
 - (i) イングランド・ウェールズ法の犯罪；

- (ii) ある特別の同様の犯罪；
- (iii) 特別の種類犯罪

(4) 本条文の中で—

“軍航空機”は、1982年民間航空機法（c.16）第92条による意味である；

“民間航空機”は、連合王国内で登録され、軍航空機でない航空機を意味する；

“航空命令犯罪”は、1982年民間航空機法第60条にもとづく枢密院令の犯罪を意味する（いつ制定されたものであろうと、他の法律にもとづいて制定されたものであろうとなかろうと）；

“規定されている”は、本条文の目的のため、国務大臣の命令によって規定されていることを意味する。

第2章

管轄権と時効

第1節

管轄権

軍法会議

第50条 軍法会議の管轄権

- (1) 軍法会議は、軍務犯罪を裁く管轄権を有する。
- (2) この法律において、“軍務犯罪”は次のものを意味する—
 - (a) 第1章の犯罪；
 - (b) 第107条の犯罪（拘禁からの釈放に際して科せられる条件違反）；
 - (c) 第229条の犯罪（軍務停止命令違反）；
 - (d) 第266条の犯罪（財務申告命令への不対応）；
 - (e) 第13章の第1節の犯罪（アルコール・薬物検査）；
 - (f) 諸規則が定める、第328条の犯罪（正規軍への兵籍編入に際しての虚偽の答え）若しくは第343条の犯罪（軍務調査）は、軍務犯罪である；
 - (g) 1991年軍隊法（c.62）の第18条若しくは第20条の犯罪（子ども保護の命令）；
 - (h) 1996年予備役法（c.14）の第95条から第97条の犯罪（予備役犯罪）；若しくは
 - (i) 1996年予備役法（c.14）の別表1の第5条第3項の者によってなされた同別表の第5条第1項の犯罪（予備役への兵籍編入に際しての虚偽の答え）。

軍務文民裁判所

第51条 軍務文民裁判所の管轄権

- (1) 軍務文民裁判所は、第3項の犯罪又は第6項が適用される関連の犯罪を除いて、イギリス諸島外で文民によってなされた軍務犯罪を裁く管轄権を有する。
- (2) 第1項の目的のため、犯罪は、それがなされるときに軍務規律に服する文民である者によってなされるならば、文民によってなされるものとなる。
- (3) この項に含まれる犯罪は、次のものである—
 - (a) 第42条の正式起訴のみの犯罪；
 - (b) 軍務文民裁判所以外の裁判所によってなされた財務申告命令に関してなされた第266条の犯罪；
 - (c) 第328条若しくは343条の規則にもとづく軍務犯罪；
 - (d) 第50条第2項h号若しくはi号の中の犯罪（予備役法犯罪）。
- (4) 第3項a号の目的のため、第42条の犯罪は、もしイングランド・ウェールズ法において相当する犯罪が、もし成人によってなされれば、正式起訴状によってのみ裁かれるものであるならば、“正式起訴のみ”のものとなる；しかし、このことは第5号次第である。
- (5) 第279条にもとづく決定がなされるときに、被告人が18歳未満の場合は、第42条の犯罪は、もし次のようならば（及びその場合だけ）、第3項a号の目的のため、“正式起訴のみ”のものとなる—
 - (a) イングランド・ウェールズ法において相当する犯罪が、謀殺、故殺若しくは2004年家庭内暴力・犯罪及び被害者法（c.28）（児童その他の死を生じさせる若しくは許す）第5条の犯罪；又は
 - (b) もし被疑者が第42条の犯罪で軍法会議による有罪判決を受けるならば、第227条（銃砲類犯罪）が適用されるであろう。
- (6) この項は、もし被告人がしばらくの間、次のようであるならば、犯罪に関連して適用される—
 - (a) 正規軍の若しくは予備役のメンバー；又は
 - (b) 召集がかかる。
- (7) 第6項の目的のため、もし次のようならば、人に“召集がかかる”—
 - (a) 1996年予備役法（c.14）第65条第1項にもとづいて、彼に軍務の召集がかかる；又は
 - (b) 1980年予備役法（c.9）第35条第1項にあるように、彼に召集がかかる。

部隊長

第52条 略式で審問することができる起訴事件

- (1) 犯罪に関しある者（“被疑者”）に対する起訴は、もし（及びその場合だけ）条件AからCに合うならば、略式で審問することができる。
- (2) 条件Aは、その犯罪が略式審問で処置できるものであること（第53条参照）。
- (3) 条件Bは、被疑者が次のような者である—
 - (a) 陸軍司令官、海軍少佐若しくは空軍中佐の、若しくはそれより下の階級の将校；又は
 - (b) 准尉の、又はそれより下の階級若しくは位の者。

- (4) 条件Cは、(第5項と第6項に従って) 被疑者が次のような者である—
- (a) 軍務法に服する者、
 - (b) 志願予備役のメンバー、又は
 - (c) 追加の義務遂行に服している、前正規軍の予備役のメンバー、
その犯罪がおこなわれた時間から、起訴の略式審問の終わりまで。
- (5) もし犯罪が1996年予備役法(c.14)第96条第2項によってなされた、同法同条第1項にもとづくものならば、条件Cは、被疑者が次のような者である—
- (a) 召集がかかる、又は
 - (b) 正規軍のメンバー、
その犯罪がおこなわれた時間から、起訴の略式審問の終わりまで。
- (6) もし犯罪が他の予備役法犯罪ならば、条件Cは、被疑者が、その犯罪がおこなわれた時間から、起訴の略式審問の終わりまで、予備役のメンバーであることである。
- (7) 本条文の目的のため—
- (a) 人はもし次のようならば、“召集がかかる”
 - (i) 1996年予備役法(c.14)第65条第1項にもとづいて、彼が軍務に召集される；又は
 - (ii) 1980年予備役法(c.9)第35条第1項の中で言及されているように、彼が召集される；
 - (b) “予備役法犯罪”は、第53条第1項k号の犯罪を意味する。
- (8) この法律の条項の目的のため、起訴が略式審問でおこなわれる、又はおこなうことができるか否かを定めるのは、いつもその人にかかっているという場合、第4項から第6項の略式審問の終わりについての言及は、この場合についての言及として、読まれるべきである。

第53条 略式審問で処置することができる犯罪

- (1) 次の軍務犯罪は略式審問で処置することができる—
- (a) 第4条第3項の犯罪；
 - (b) 第9条から第15条のどれかの犯罪；
 - (c) 第16条第1項a号の犯罪、若しくは不作為によってなされた第16条第1項c号の犯罪；
 - (d) 第17条から第29条のどれかの犯罪；
 - (e) ある者の逃亡につながる、ある行為を過失を犯しながらおこなうという第30条第1項の犯罪、若しくは第30条第2項の犯罪；
 - (f) 第34条から第36条のどれかの犯罪；
 - (g) 第42条（刑事行為）第3項の中の犯罪；
 - (h) 第107条の犯罪；
 - (i) 第13章第1節の犯罪；
 - (j) 第328条から第343条の諸規則の軍務犯罪；
 - (k) 1996年予備役法第96条若しくは第97条の無許可欠勤の犯罪。
- (2) g号を除いて、第1項における犯罪に関する言及は、その犯罪をおこなおうと意図する第39条の犯罪を含む。
- (3) 第42条の犯罪は、もしイングランド・ウェールズ法において相当する犯罪が次のようなものならば、この項に含まれる—
- (a) 別表1のどこかの章（略式審問で処置することができる刑事行為犯罪）に挙げられている；

(b) そのように挙げられている(正式起訴状)犯罪をおこなおうと意図する, 1981年犯罪未遂法(c.47)第1条の犯罪.

(4) 国務大臣は, 命令によって別表1を修正することができる.

第54条 上級将校の許可がある場合のみ略式で審問することができる起訴事件

(1) 将校は, 次の場合でない限り, 第2項の犯罪に関して, 起訴を略式で処置することができない

(a) 彼が上級当局の許可を得ている; 又は

(b) 彼が, 海軍少将, 陸軍少将若しくは空軍少将の, 又はそれより上の階級である.

(2) もし, イングランド・ウェールズ法において相当する犯罪が, 次のどちらかであるという点から, ある犯罪が第42条の犯罪であるならば, それはこの項に含まれる—

(a) 別表1の第2章に挙げられている犯罪;

(b) そのように挙げられている(正式起訴状)犯罪をおこなおうと意図する, 1981年犯罪未遂法(c.47)第1条の犯罪.

第2節

訴訟開始の時効

予備役法犯罪以外の犯罪の時効

第55条 正規軍又は予備役の前メンバーを起訴する時効

(1) 本条文は, 人が正規軍又は予備役のメンバーであることを辞める場合に適用される.

(2) その者は, 軍のメンバーであることを辞めた日から数えて6ヶ月がたった後には, 彼が在籍していた間になされた軍務犯罪で起訴されない.

(3) 第2項は, その者がその6ヶ月以内に軍隊に再入隊したとしても, 適用される.

第56条 前正規軍の予備役の一定のメンバー又は前メンバーを起訴する時効

(1) 本条文は, 次の場合に適用される—

(a) 人が, 前正規軍の予備役のメンバーの間に, 追加の義務遂行に服していた; 及び

(b) その者がその遂行に服することを辞める.

(2) その者は, 軍のメンバーであることを辞めた日から数えて6ヶ月がたった後には, 彼がそのように服していた間になされた軍務犯罪で起訴されない.

第57条 従前に軍務法に服していた者を起訴する時効

(1) 本条文は, 人が軍務法に服することを辞める場合に適用される.

(2) その者は, 軍務法に服することを辞めた日から数えて6ヶ月がたった後には, 彼がそのように服していた間になされた軍務犯罪で起訴されない.

- (3) 第2項は、その者が（再び）その6ヶ月以内に軍務法に服するようになったとしても、適用される。
- (4) 第2項は、次のような者によってなされた犯罪に関しては適用されない—
 - (a) 志願予備役のメンバー；又は
 - (b) 追加の義務遂行に服していた前正規軍の予備役のメンバー。

第58条 従前に軍務法に服していた文民を起訴する時効

- (1) 第2項は、人が軍務規律に服す文民であることを辞める場合に、適用される、但しすぐに、彼が軍務法に服するようになる場合は除く。
- (2) この項が適用される場合—
 - (a) その者は、軍務規律に服す文民であることを辞めた日から数えて6ヶ月がたった後には、彼がそのような市民であった間になされた軍務犯罪で起訴されない。
 - (b) このことは、彼が（再び）その6ヶ月以内にそのような市民になったとしても、適用される。
- (3) 人が軍務規律に服す文民であることを辞め、すぐに、軍務法に服するようになる場合、第57条は、次のような効力を発する—
 - (a) その者が軍務法に服した間になされた軍務犯罪に関する第2項の言及は、関連期間中になされた軍務犯罪を含む；及び
 - (b) 軍務法に服することになることに関する第3項の言及は、軍務規律に服す文民になることを含む。
- (4) 上記の第3項 a 号の中で、“関連期間”とは、その者が軍務法に服するようになることによつて終了した、彼が軍務規律に服す文民であった期間を意味する。
- (5) 第6項は、次の者に適用される—
 - (a) 次のような理由だけによつて、軍務規律に服す文民であることを辞める者—
 - (i) 別表15の目的のため指定された地域を離れる；
 - (ii) イギリス諸島に入る；又は
 - (iii) 別表15の第7条の指定が、彼への指定として、彼にそこにいなければならないと特定した地域を、離れる；及び
 - (b) すでに、制限されている場所に、居住している若しくは滞在している者。
- (6) その場面で、及びその場面のあと、彼が次のようである間—
 - (a) 制限されている場所に、居住している若しくは滞在し続ける、及び
 - (b) 軍務規律に服す文民ではないが、もしも制限されている場所にいたならば、そのような文民であり続ける、
彼は、本条文の目的に沿って（第5項を除いて）そのような文民として、扱われなければならない。
- (7) 第5項と第6項の中の、“制限されている場所”は次を意味する—
 - (a) 別表15の目的のため指定された地域を離れるために、第5項 a 号に含まれる者に関しては、そのような地域内；
 - (b) イギリス諸島に入るために、第5項 a 号に含まれる者に関しては、イギリス諸島の外；
 - (c) 第5項 a 号 iii の地域を離れるために、第5項 a 号に含まれる者に関しては、その地域内。

第59条 第107条による起訴の時効

- (1) 人は、次のどちらの期間にしても遅い方が終わった後は、第107条（拘束からの釈放に科せられた条件違反）の犯罪によって、起訴されない—
 - (a) その犯罪の実行の日から数えて6ヶ月；
 - (b) その者が逮捕された日から数えて2ヶ月。
- (2) 第1項がある犯罪で人を起訴することを禁止する場合、第123条第2項c号又は第125条第2項c号にもとづく権限は、その犯罪によってその人を起訴するためには行使されない。

第60条 第266条による起訴の時効

- 人は、次のどちらの期間にしても早い方が終わった後は、第266条（財務申告命令への不服従）の犯罪によって、起訴されない—
- (a) その犯罪の実行の日から数えて2年；
 - (b) その犯罪が軍務起訴当局のメンバーの知るところとなった日から数えて6ヶ月。

第61条 第55条から第60条：除外事項と解釈

- (1) 第55条から第60条までの、及び本条文の起訴（第59条第2項での2番目の言及を除いて）に関する言及は、第120条又は第122条の起訴に関するものである。
- (2) 第55条から第58条のどれかが、ある犯罪で人を起訴することを禁止する場合、その者は、もし法務総裁が同意すればその犯罪で起訴されうる。
- (3) 第55条から第60条の各々の条文は、その他の条文に不利益を与えることはない。
- (4) これらの条文の内容は、予備役法犯罪との関連では、全く採用されない（第62条で明らかにされるように）。

予備役法犯罪の時効

第62条 予備役法犯罪を起訴する時効

- (1) 人は、次のどちらの期間にしても一番遅いそれが終わった後は、予備役法犯罪によって、起訴されない—
 - (a) その犯罪の実行の日から数えて6ヶ月；
 - (b) その犯罪がその者の部隊長の知るところとなった日から数えて2ヶ月；
 - (c) その者が逮捕された日から数えて2ヶ月；
 - (d) もしその者が関連の予備役であったときにその犯罪がなされたならば、彼が関連の予備役であることを辞めた日から数えて6ヶ月。
- (2) もし、
 - (a) その者が関連の予備役であったときにその犯罪がなされ、及び
 - (b) 彼がそれを犯した後に関連の予備役であることを辞めるならば、
第1項b号の期間は、彼が辞めた日から数えて6ヶ月以内に、彼が（再び）関連の予備役になることによって、延長されない。
- (3) 本条文の中で—

- (a) 起訴に関する第1項の言及は、第120条若しくは第122条のもとづく起訴に関するものである；
 - (b) “予備役法犯罪”は、第50条第2項(h)若しくは(i)を意味する；
 - (c) “関連の予備役”は次のものを意味する—
 - (i) 志願予備役のメンバー；又は
 - (ii) 常勤勤務の、若しくは追加の義務遂行に服している、前正規軍予備役のメンバー；
 - (d) “常勤勤務”は、1996年予備役法(c.14)の第24条にもとづいて始められる任務の遂行を意味する。
- (4) 第1項が起訴（第3項a号で明らかにされるような）を禁止する場合、第123条第2項c号又は第125条第2項c号にもとづく権限は、その者をその犯罪で起訴するためには行使されない。

第3節

二重の危険

第63条 その後に続く軍務手続きを無効にする軍務手続き

- (1) 本条文は次の場合に適用される—
 - (a) 人が、軍務犯罪で有罪判決若しくは無罪判決を受けている；又は
 - (b) 人が、刑を言い渡される際に考慮されるべき軍務犯罪を犯していた；及び本条文では、“犯罪A”はa号又はb号に出ている犯罪を意味する。
- (2) 軍法会議は、次のようならば、ある犯罪（“犯罪B”）のためにその者を裁判にかけない—
 - (a) もし犯罪Bが犯罪Aと法律上同じ犯罪である、若しくは第3項が適用されるならば；及び
 - (b) もし犯罪Bに関する起訴がもついているところの訴えられた事実が、犯罪Aに関する起訴がもついているところの事実と同じである、若しくは実質的に同じであるならば。
- (3) この項は、次のようならば、適用される—
 - (a) もしその者が犯罪Aで有罪判決を受けた、若しくは犯罪Aが考慮された、そして犯罪Bの構成要件すべてが、犯罪Aのそれであるならば；
 - (b) もしその者が犯罪Aで無罪判決を受けた、及び犯罪Bの構成要件が犯罪Aの構成要件すべてを含むならば；又は
 - (c) もしその者が犯罪Aで、軍法会議若しくは軍務文民裁判所による有罪若しくは無罪判決を受けた、及び犯罪Bが、彼が第161条（代替犯罪）にもとづいて犯罪Aの無罪放免において有罪判決を下され得た犯罪であるならば。
- (4) 犯罪Aが起訴されなかったが考慮されるべき犯罪である場合、犯罪Aに関する起訴がもついたところの事実に関する第2項b号の言及は、犯罪Aに関する起訴がもついたであろう事実に関する言及として読まれなければならない。
- (5) 本条文のため、人をある犯罪について軍法会議によって裁くことができない場合—
 - (a) 軍務文民裁判所は、彼をその犯罪について裁かない；及び
 - (b) その犯罪に関する彼に対する起訴は、上官による略式審問によってはなされない。

第64条 その後に続く普通手続きを無効にする軍務手続き

- (1) 本条文は次の場合に適用される—
 - (a) 人が、第42条(犯罪行為)の犯罪で有罪判決を若しくは無罪判決を受けている；又は
 - (b) 人が、刑を言い渡される際に考慮されるべき軍務犯罪を犯していた。
- (2) 関連の管轄区域の普通裁判所は、もしその者が、ある犯罪でイングランド・ウェールズの裁判所によって有罪判決を受けた又は(場合によっては)無罪判決を受けたならば、その区域の法にもとづき、普通裁判所は、彼を裁くことを禁止されるであろう犯罪によっては、その者を裁かない。
- (3) “関連の犯罪”とは、第42条にもとづく犯罪を構成している行為(又は主張された行為)が達した、イングランド・ウェールズ法の犯罪を意味する。
- (4) その行為(又は主張された行為)が、もしそれがイングランド・ウェールズにおいてなされたならば、イングランド・ウェールズ法のもとで犯罪に達するであろう場合、それは、第3項の目的に沿って、その犯罪に達するものと推定されなければならない。
- (5) 本条文の中で、“関連の管轄区域”とは、次を意味する—
 - (a) イングランド・ウェールズ；
 - (b) スコットランド；
 - (c) 北アイルランド；又は
 - (d) マン島
- (6) 本条文の中で、“行為”は不作為を含み、ある行為をおこなうことへの言及はそれにしたがって読まれなければならない。

第65条 第63条及び第64条：補足

- (1) もし第127条第1項又は第2項にもとづく指示が、ある犯罪に関連してなされたならば、その指示に関連する者は、次のように扱われなければならない—
 - (a) 第63条の目的に沿って、及び
 - (b) 第127条第2項による命令の場合は、第64条の目的に沿って、まるで、彼がその犯罪で無罪判決を受けていたかのように。
- (2) 上記の第1項a号の第63条への言及は、同条の第3項c号を含まない。
- (3) 第63条及び第64条の目的のため、人は、もし刑の言い渡し破棄されたなら、言い渡しの際に犯罪を考慮対象に入れなかったかのように、対応されなければならない。

第66条 その後に続く軍務手続きを無効にする普通手続き

- (1) 軍法会議は、もし、イングランド・ウェールズの普通裁判所が一事不再理の原則にもとづき、人を裁くことを禁止されているような、イングランド・ウェールズ法の犯罪に、犯罪を構成する行為が達するならば、第42条(刑事行為)の犯罪によって、その者を裁くことはできない。
- (2) 軍法会議は、もし次のようならば、刑事ではない軍務犯罪(それは、第42条にもとづかない軍務犯罪である)によって、人を裁判にかけることはできない—
 - (a) その犯罪の要件を構成するある行為が、イングランド・ウェールズ法の犯罪(“犯罪X”)に達するならば；及び
 - (b) イングランド・ウェールズの普通裁判所が、一事不再理の原則の下にその者を犯罪Xによって裁くことを禁止されているならば。

- (3) 次の犯罪を構成する行為が—
- (a) 第42条の犯罪；又は
 - (b) 刑事ではない軍務犯罪の要件，
もしそれがイングランド・ウェールズでなされたならば，イングランド・ウェールズ法のもとで犯罪に達するであろう場合，それは，第1項若しくは第2項の目的に沿って，その犯罪に達するものと推定されなければならない。
- (4) 普通裁判所（どこかの）が人に刑を宣告する際に犯罪を考慮し，その刑の宣告が破棄されなかった場合，その者は第1項の目的に沿って，その裁判所によってその犯罪で有罪判決を受けたと扱われなければならない。
- (5) 本条文の理由により，軍法会議が人をある犯罪によって裁くことができない場合—
- (a) 軍務文民裁判所は，彼をその犯罪について裁かない；及び
 - (b) その犯罪に関し彼を起訴することは，上官による略式審問によってはなされない。
- (6) 本条文は，人がある犯罪で裁判にかけられるか否か（又は略式で処理されるか否か）の問題が，第63条によって決定される事件には，適用されない。
- (7) 本条文の中で，“行為”は不作為を含み，ある行為をおこなうことへの言及はそれにしたがって読まれなければならない。

* 本稿は日本学術振興会平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（一般）「イギリス軍事法における1990年代後半以降の『司法化』の進展と今後の課題』による研究成果の一部である。

* 「津山工業高等専門学校研究紀要投稿要項」の7では，規格は2段組に限定されているが，本稿の目的がイギリス法の訳であり，A4版で印刷されているイギリス法を2段組に組み直すことから生じるであろう，読み間違い・不体裁などを考慮していただき，特別に1段組を認めていただいた。ご配慮に感謝申し上げます。

